

平成十八年三月二十八日受領
答弁第一六一号

内閣衆質一六四第一六一号

平成十八年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出在沖米軍基地労働者の訴訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出在沖米軍基地労働者の訴訟に関する質問に対する答弁書

一について

沖繩の復帰後、沖繩県に駐留するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域における駐留軍等労働者の雇用に関し国を被告として提起された訴えは、次のとおりである。

昭和四十八年一月十二日に八名の原告から訴えが提起された「雇用関係存在確認等請求事件」については、訴状の副本によると提訴時の訴訟の目的の価額は七百四十五万千八百三十二円であり、第一審判決において、原告らの請求は棄却され、同判決に対し、原告らから控訴が提起され、控訴審判決において、控訴は棄却されたが、同判決に対する上告が提起されなかったことから、昭和五十一年二月七日、同判決が確定した。

昭和四十九年九月二十六日に千五百名の原告から訴えが提起された「賃金支払請求事件」については、訴状の副本によると提訴時の訴訟の目的の価額は三百七十二万九千二百六十一円二十銭であり、第一審判決において、原告らの請求は棄却され、同判決に対し、原告らから控訴が提起され、控訴審判決において、控訴は棄却されたが、同判決に対する上告が提起されなかったことから、昭和五十三年四月二十八日、同

判決が確定した。

昭和五十年十月三日に九名の原告から訴えが提起された「賃金請求事件」については、訴状の副本によると提訴時の訴訟の目的の価額は十三万八百七十六円であり、第一審判決において、一名の原告の請求の一部が認容され、その余の原告らの請求は棄却され、同判決に対し、原告らから控訴が提起され、控訴審判決において、第一審判決中の一名の控訴人に関する部分に変更され、その余の八名の控訴人らに関する部分を取り消されて、控訴人らの請求が全部認容された。同判決に対し、国は上告を提起したが、昭和五十九年七月五日に上告を棄却する旨の判決が言い渡され、同日をもって控訴審判決が確定した。

昭和五十八年一月二十二日、同年四月十一日、昭和五十九年五月二十三日、同年十月二十九日及び同年十一月二十日に、それぞれ、四百六名、二十五名、二十四名、三十五名及び五名の原告から訴えが提起された「賃金請求事件」については、それぞれ、訴状の副本によると提訴時の訴訟の目的の価額は七百七十七万九千六百八円、三十四万五千二百八十円、二十一万二千六十一円、四十四万四千三百三十五円及び七万七千七百九十九円であり、これらの訴えが併合され、第一審判決において、十四名の原告の請求の全部及びその余の原告らの請求の一部が認容され、同判決に対する控訴が提起されなかったことから、昭和六十三年十二

月三十一日、同判決が確定した。

平成元年十二月二十七日に一名の原告から訴えが提起された「退職金請求事件」については、訴状の副本によると提訴時の訴訟の目的の価額は五百六十万二十九円であり、第一審判決において、原告の請求は全部認容され、同判決に対し、国は控訴を提起したが、平成四年二月一日、国が控訴を取り下げたことから、同日をもって同判決が確定した。

平成四年八月十八日に一名の原告から訴えが提起された「賃金請求事件」については、訴状の副本によると提訴時の訴訟の目的の価額は一万二千六百四十六円であり、第一審判決において、原告の請求は全部認容され、同判決に対し、国が控訴を提起しなかったことから、平成六年十二月九日、同判決が確定した。

平成十二年五月三十日に一名の原告から訴えが提起された「解雇無効確認等請求事件」については、訴状の副本によると提訴時の訴訟の目的の価額は四百七十一万四千二百円であり、第一審判決において、原告の請求は棄却され、同判決に対し、原告から控訴が提起され、控訴審判決において、控訴は棄却されたが、同判決に対する上告の提起又は上告受理の申立てがされなかったことから、平成十五年九月二十六日、同判決が確定した。

平成十三年一月十九日に一名の原告から訴えが提起された「解雇無効確認等請求事件」については、訴状の副本によると提訴時の訴訟の目的の価額は四百二十万三千三百六十円であり、第一審判決において、原告の請求は棄却され、同判決に対し、原告から控訴が提起され、控訴審判決において、控訴は棄却され、同判決に対し、第一審の原告から上告の提起及び上告受理の申立てがされたが、平成十六年十月二十一日に上告を棄却し、及び上告審として受理しない旨の決定がされ、同日をもって控訴審判決が確定した。

これらの訴えは、いずれも、雇用に関して国が行った措置等を不服として提起されたものと承知している。

二について

一について述べた事件について、国が確定判決及びこれに関連する仮処分決定を受けて支払った金銭（以下「支払金銭」という。）のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二十四条1の規定及び基本労務契約の関連規定に従ってアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）が負担すべきものは、合衆国政府に対して償還を求めているところである。

三及び五について

支払金銭については、昭和五十年十月三日に訴えが提起された「賃金請求事件」に関し、昭和五十九年七月十九日に十三万六千九百八十一円（未払賃金九万三千九百三十六円及びその利息四万三千四十五円）、昭和五十八年一月二十二日、同年四月十一日、昭和五十九年五月二十三日、同年十月二十九日及び同年十一月二十日に訴えが提起された「賃金請求事件」（以下「併合事件」という。）に関し、平成元年二月十日に七百四十七万四千八百二十四円（未払賃金七百七十七万二千二十二円及び執行手数料等三十万二千八百二元）、平成四年八月十八日に訴えが提起された「賃金請求事件」に関し、平成六年十二月九日に一万二千九百五十四円（未払賃金一万千四百四十四円及びその利息千八百十円）の償還を、それぞれ合衆国政府に對して求めた。

昭和五十年十月三日に訴えが提起された「賃金請求事件」については、合衆国政府から、駐留軍等労働者の年次有給休暇について、従前から認められてきた日数を超えるものについての経費を負担する義務はなく、償還するつもりはないとの考えが示され、防衛施設庁においてこのような主張が必ずしも不当なものではないと判断したことから、現在、償還を求めている。

併合事件については、国が控訴を提起しなかったことにつき、合衆国政府から理解を得られなかったため、償還を受けるに至っていないが、控訴を提起しなかったことについてはやむを得ないものであったと考えていることから、合衆国政府に引き続き償還を求めているところである。

四について

一について述べた事件であつて第一審判決において原告の請求が全部又は一部認容されたもののうち、国が控訴を提起せず確定したものは、併合事件及び平成四年八月十八日に訴えが提起された「賃金請求事件」であり、国が控訴を提起したが取り下げたため確定したものは、平成元年十二月二十七日に訴えが提起された「退職金請求事件」である。

併合事件については、控訴審において国の主張が認められるために必要な新たな証拠が得られる見込みがなかったことから、控訴の提起を断念したものである。

平成四年八月十八日に訴えが提起された「賃金請求事件」については、第一審判決に対する対応につき合衆国政府と協議を行った結果、合衆国政府から、同判決を受け入れ、同判決によって我が国が支払う金銭のうち合衆国政府が負担すべきものを支払う旨を文書により回答されたことから、控訴を提起しないこ

ととしたものである。

平成元年十二月二十七日に訴えが提起された「退職金請求事件」については、控訴提起後、原告が主張するような事実が判明したことから、控訴を取り下げたものである。